

# セルフネグレクトを定義する

宮城福祉オンブズネット「エール」 小湊純一。

## セルフネグレクト（自分自身への虐待）

病気・障害による判断力の低下や不足により、自身の健康や安全を損なう行為をしてしまうこと。（自分で自分を守れない、構うことができない。）  
また、その行為が他人に迷惑をかけてしまう状態。

2012.03.09. 宮城福祉オンブズネット「エール」

※ 精神的に健全で正常な判断力を有する者が、行為の結果を分かっただけで自身の健康や安全を損なう行為をすることはセルフネグレクトではない。

## セルフネグレクト 判断と対応の指針

### 1 精神的に健全でなく、正常な判断ができない状態かどうかを評価する

#### (1) 要因

- ① 精神疾患
  - ア 統合失調症
  - イ うつ病
  - ウ 依存症（アルコール、薬物等）
  - エ 人格障害等
- ② 認知障害
  - ア 血管性認知症
  - イ 変性性認知症
    - ・アルツハイマー型認知症
    - ・前頭側頭型認知症
    - ・レビー小体病, その他
- ③ 軽度の知的障害

### 2 自身の健康や安全を損なう行為かどうか評価する

#### (1) 不健康

- ① 治療が必要であっても受診しない。
- ② 介護が必要であっても介護を受けない。
- ③ 食事、水分を摂らない。

#### (2) 不衛生

- ① 身体
  - ア 風呂に入らない。
  - イ 散髪しない。髭を剃らない。
  - ウ 汚れた服を着ている。着替えない。
  - エ 悪くなったものを食べている。
  - オ 極度な無関心
- ② 環境
  - ア 使った食器、ゴミ、残飯等を放置している。
  - イ 自分や猫等の汚物の始末ができない。

- ウ 害虫，ネズミ等が発生している。
- エ 寒暖のコントロールができていない。
- オ ライフラインが途絶えている。
- カ ゴミ等，不要なものを捨てずに大量に放置している。

### (3) 孤立

- ① 近隣，親戚，支援者等との関わりを拒む。
- ② 閉じこもる。

## 3 他人に迷惑をかけてしまう行為かどうかを評価する

- (1) 腐敗物による異臭・悪臭
- (2) ゴミの放置による火災の危険
- (3) その他，他人に迷惑をかけてしまう行為

## 4 判断能力を評価する（正常な判断ができないという判断）

### (1) 認知，知能等の状態

- ① 記憶（短期・長期）障害
- ② 実行機能障害
- ③ 見当識障害
- ④ 計算力障害
- ⑤ 判断力障害
- ⑥ 注意力障害
- ⑦ 抑うつ状態
- ⑧ 問題解決能力障害
- ⑨ コミュニケーション能力（運動性失語）
- ⑩ 障害の時期

### (2) 精神の状態

- ① うつ
  - ・ 集中力と注意力の減退
  - ・ 自己評価と自信の低下
  - ・ 罪責感と無価値感

- ・将来に対する希望のない悲観的な見方
  - ・自傷あるいは自殺の観念や行為
  - ・睡眠障害
  - ・食欲低下
- ② 統合失調
- ・幻覚（幻聴）
  - ・妄想
  - ・思考障害（滅裂思考など）
  - ・著しく奇異な行為
  - ・感情の鈍麻、平板化
  - ・意欲の喪失
  - ・注意の障害
  - ・思考の貧困
  - ・爽快感の消失
  - ・非社交性
- ③ 人格
- ・認知（自分や他人、出来事を理解し、考えたりすること）に問題がある。
  - ・感情（感情の反応の広さ、強さ、不安定さ、適切さ）に問題がある。
  - ・対人関係に問題がある。
  - ・衝動のコントロールに問題がある。
  - ・人格には柔軟性がなく、広範囲に見られる。
  - ・人格によって自分が悩むか社会を悩ませている。
  - ・小児期，青年期から長期間続いている。
  - ・精神疾患（精神分裂症、感情障害など）の症状でもない。
  - ・薬物や一般的身体疾患（脳器質性障害）によるものではない。
- ④ 依存
- ・アルコール依存
  - ・薬物依存
  - ・その他の依存
- ⑤ 障害の時期

### （3）知的能力の状態

- ① 療育手帳（A, B），IQ等
- ② 生活歴
- ③ 生活能力，その他

## 5 セルフネグレクトかどうかを判断する

障害による判断力の評価と時期等の関連性を探り、セルフネグレクトなのかどうかを判断します。

## 6 今後の危険性を予測する

セルフネグレクトの状況を整理し、今後の危険性の判断と支援の方向性を決めます。

## 7 介入の判断をする

- (1) セルフネグレクトの事実があり、緊急性・切迫性がある。
- (2) セルフネグレクトの事実があり、緊急性・切迫性は低いですが、悪化の危険性がある。

行政が、『住民を守る』という責任と使命感を持って対応します。

## 「やむを得ない事由による措置」

介護保険により介護サービスの提供の仕組みが措置から契約に変更となりました。しかし、高齢者虐待への対応など、適切な公的サービスが提供される必要がある場合があります。老人福祉法に規定されている「やむを得ない事由による措置」は、そういった状況に対応するために設けられました。

サービス利用契約を結ぶ能力のない認知症の方の権利擁護を図るためには、区市町村がその方の状況を適切に見極め、措置を適用していくことが求められます。

やむを得ない事由による措置とは、虐待等の理由により契約によって必要な介護サービスの提供を受けることが著しく困難な65歳以上の高齢者について、区市町村長が職権をもって介護サービスの利用に結びつけるものをいいます。(老人福祉法第10条の4、第11条)。

### 「やむを得ない事由」

- 1 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、
- 2 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合
- 3 その他市町村長が必要と認める場合

やむを得ない事由による措置については、緊急の対応が必要となる場合が想定されることから、施設において措置を受け入れることにより、定員を超過する場合には、介護報酬において減算の適用除外を受けることが可能です。

なお、この規定は一時的なものであり、できるだけ速やかに超過の状態を解消するほか、措置後は成年後見制度の活用や家族支援等の必要な働きかけを続け、契約への切り替えを進めていく必要があります。

# セルフネグレクトを定義する

宮城福祉オンブズネット「エール」  
小 湊 純 一。

# セルフネグレクト (自分自身への虐待)

病気・障害による判断力の低下や不足により、自身の健康や安全を損なう行為をしてしまうこと。(自分で自分を守れない、構うことができない。)

また、その行為が他人に迷惑をかけてしまう状態。

※ 精神的に健全で正常な判断力を有する者が、  
行為の結果を分かっただけで自身の健康や安全を損  
なう行為をすることはセルフネグレクトではない。

# セルフネグレクト 判断と対応の指針

- 1 精神的に健全でなく, 正常な判断ができない状態かどうかを評価する
- 2 自身の健康や安全を損なう行為かどうか評価する
- 3 他人に迷惑をかけてしまう行為かどうかを評価する
- 4 判断能力を評価する(正常な判断ができないという判断)
- 5 セルフネグレクトかどうかを判断する
- 6 今後の危険性を予測する
- 7 介入の判断をする

**行政が、『住民を守る』という責任と使命感を持って対応します。**

# 1 精神的に健全でなく、正常な判断ができない状態かどうかを評価する

## (1) 要因

### ① 精神疾患

ア 統合失調症

イ うつ病

ウ 依存症(アルコール, 薬物等)

エ 人格障害等

## ② 認知障害

ア 血管性認知症

イ 変性性認知症

- ・アルツハイマー型認知症
- ・前頭側頭型認知症
- ・レビー小体病, その他

## ③ 軽度の知的障害

## 2 自身の健康や安全を損なう行為かどうか評価する

### (1) 不健康

- ① 治療が必要であっても受診しない。
- ② 介護が必要であっても介護を受けない。
- ③ 食事, 水分を摂らない。

## (2) 不衛生

### ① 身体

ア 風呂に入らない。

イ 散髪しない。髭を剃らない。

ウ 汚れた服を着ている。着替えない。

エ 悪くなったものを食べている。

オ 極度な無関心

## ② 環境

- ア 使った食器, ゴミ, 残飯等を放置している。
- イ 自分や猫等の汚物の始末ができない。
- ウ 害虫, ネズミ等が発生している。
- エ 寒暖のコントロールができていない。
- オ ライフラインが途絶えている。
- カ ゴミ等, 不要なものを捨てずに大量に放置している。

### ( 3 ) 孤立

- ① 近隣, 親戚, 支援者等との関わりを拒む。
- ② 閉じこもる。

3 他人に迷惑をかけるしまう行為かどうかを評価する

(1) 腐敗物による異臭・悪臭

(2) ゴミの放置による火災の危険

(3) その他, 他人に迷惑をかけるしまう行為

## 4 判断能力を評価する (正常な判断ができないという判断)

### (1) 認知, 知能等の状態

- ① 記憶(短期・長期)障害
- ② 実行機能障害
- ③ 見当識障害
- ④ 計算力障害
- ⑤ 判断力障害

- ⑥ 注意力障害
- ⑦ 抑うつ状態
- ⑧ 問題解決能力障害
- ⑨ コミュニケーション能力(運動性失語)
- ⑩ 障害の時期

## (2) 精神の状態

### ① うつ

- 集中力と注意力の減退
- 自己評価と自信の低下
- 罪責感と無価値感
- 将来に対する希望のない悲観的な見方
- 自傷あるいは自殺の観念や行為
- 睡眠障害
- 食欲低下

## ② 統合失調

- 幻覚(幻聴)
- 妄想
- 思考障害(滅裂思考など)
- 著しく奇異な行為
- 感情の鈍麻、平板化
- 意欲の喪失
- 注意の障害
- 思考の貧困
- 爽快感の消失
- 非社交性

### ③ 人格

- 認知(自分や他人、出来事を理解し、考えたりすること)に問題がある。
- 感情(感情の反応の広さ、強さ、不安定さ、適切さ)に問題がある。
- 対人関係に問題がある。
- 衝動のコントロールに問題がある。
- 人格には柔軟性がなく、広範囲に見られる。

- 人格によって自分が悩むか社会を悩ませている。
- 小児期, 青年期から長期間続いている。
- 精神疾患(精神分裂業、感情障害など)の症状でもない。
- 薬物や一般的身体疾患(脳器質性障害)によるものではない。

## ④ 依存

- ・アルコール依存
- ・薬物依存
- ・その他の依存

## ⑤ 障害の時期

### (3) 知的能力の状態

- ① 療育手帳(A,B), IQ等
- ② 生活歴
- ③ 生活能力, その他

## 5 セルフネグレクトかどうかを判断する

障害による判断力の評価と時期等の関連性を探り、セルフネグレクトなのかどうかを判断します。

## 6 今後の危険性を予測する

セルフネグレクトの状況を整理し、今後の危険性の判断と支援の方向性を決めます。

## 7 介入の判断をする

- (1) セルフネグレクトの事実があり、緊急性・切迫性がある。
- (2) セルフネグレクトの事実があり、緊急性・切迫性は低いが、悪化の危険性がある。

行政が、『住民を守る』という責任と使命感を持って対応します。

## 高齢者虐待対応アセスメントシート

虐待の種類	身体的 性的	放棄 経済的 消費	心理的 セルフ
虐待の具体的状況			
虐待の原因			
本人の意向			
今後の危険性・緊急性			
対応の方針・目標			